

第10条（短期退職時の手数料の返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする（第5条第3項が適用される場合は、本件報酬から当該着手金額を控除して返還するものとする）。但し、「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、丙が上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は行なわないものとする。

- ・入社後1週間未満の場合：本件報酬の100%
- ・入社後1か月未満の場合：本件報酬の50%
- ・入社後3か月未満の場合：本件報酬の20%